

よく
わかる

介護保険

— 生きがい・自立・安心 —

地域の力で支え合う、明るく楽しい健やかな社会



介護保険に加入する人

40歳以上のみなさんは、岬町が運営する介護保険の加入者（被保険者）となります。
年齢によって加入のしかたは2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

65歳以上
の人は



第1号被保険者

介護サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された人

どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われません

介護保険証 65歳になったら交付されます。

40歳から
64歳
の人は



第2号被保険者

介護サービスを利用できるのは

医療保険加入者で、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要であると認定された人

特定疾病以外、例えば交通事故などが原因で介護が必要となった場合は、介護保険の対象にはなりません

介護保険証 要支援・要介護の認定を受けた人や、希望して交付の申請をした人に交付されます。

／知っておこう／

特定疾病とは

要介護状態になる可能性の高い疾病で、16疾病が指定されています。

- がん
医師が一般に認められている医学知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護が必要と感じたら…

まず、地域包括支援センターや町の窓口で相談してみましょう。

1 相談

地域包括支援センター(072-425-9058)や町の窓口(072-492-2703)に相談しましょう。

※40～64歳の方が介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合には、要介護認定の申請をして、要支援1・2と認定される必要があります。

2 申請

要介護認定を希望する場合は、町の窓口で申請をしましょう。地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などに申請代行の依頼もできます。

申請に必要なもの

- 要介護認定・要支援認定申請書
 - 介護保険被保険者証(65歳以上の人の場合)
 - 健康保険被保険者証(40～64歳の人の場合)
- ※介護サービスを利用できるのは、特定疾病により介護が必要であると認定された人です。

5 認定結果の通知からサービス利用まで

介護認定審査会の判定にもとづいて「非該当」から「要介護5」までの区分が決まり、結果が「認定結果通知書」で通知されます。認定結果をもとにケアプラン等を作成し、サービスを利用します。

認定結果の通知

要介護 1～5

日常生活で介助を必要とする度合いが高く、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など。

要支援 1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など。

更新時

ケアプランの作成 (利用者負担はありません)

居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼します。ケアマネジャーが利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成し、利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用します。

- 介護保険施設に入所する場合や一部のサービスでは、利用する施設や事業所のケアマネジャーが作成します。

介護予防ケアプランの作成 (利用者負担はありません)

地域包括支援センターに介護予防ケアプランの作成を依頼します。地域包括支援センターが利用者の希望や状態に応じた介護予防ケアプランを作成し、利用者は介護予防ケアプランにもとづいて介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

地域包括支援センター

介護予防ケアプランを作成

介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業(介護予防・日常生活支援総合事業)を組み合わせ利用できます

- 一部のサービスでは、利用する事業所のケアマネジャーが作成します。

基本チェックリストを行います

地域包括支援センターなどで、生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を行います。

生活機能の低下が
みられた

生活機能の低下が
みられなかった

ケアプランの作成 (利用者負担はありません)

地域包括支援センターでケアプランを作成します。

3 認定調査

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。



介護認定調査員

認定調査のために自宅を訪問する、町の職員や町から委託された事業者のケアマネジャーなどのことです。

4 審査・判定

「認定調査」結果と「主治医意見書」をもとに、コンピュータによる判定(一次判定)を行います。その後、介護や保健、福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」で審査され判定(二次判定)を行います。

主治医意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

居宅介護支援事業者

ケアマネジャー(介護の専門家)が所属している介護保険事業者です。ケアプラン作成、サービス事業者との連絡・調整などを行います。

利用者は費用の一部を負担してサービスを利用します

サービスを利用したときは、実際にかかるサービス費用の1割、2割、または3割を負担します。

3割	①②の両方に該当する場合
	①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	①②の両方に該当する場合(3割以外で①②の両方に該当する場合)
	①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満)は1割になります。

介護サービス (サービス内容は中面)

介護予防サービス (サービス内容は中面)

介護予防・日常生活支援総合事業

町が行う介護予防や生活支援のサービスを総合的に利用できます(くわしくは裏表紙)。

介護予防・生活支援サービス事業

- ①訪問型サービス
- ②通所型サービス(くわしくは裏表紙)



一般介護予防事業

65歳以上の人であれば誰でも参加できる介護予防のための事業です。(くわしくは裏表紙)

利用の上限額について

おもな在宅サービスを利用したときに介護保険から支給される費用には上限額(支給限度額)があり、それを超えた利用分は、全額利用者が負担します。

おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額(1か月)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※標準地域の支給限度額(町が負担する分も含む)です。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者は原則として要支援1の支給限度額が設定されています。

介護保険で利用できるサービス

- 利用者負担のめやすは1割の金額を掲載しています。
- サービスの利用内容による加算や、地域の人件費にもとづく加算などがあります。
- サービスによっては食費・居住費（滞在費、宿泊費）・日常生活費などを別途自己負担します。
- 共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは町へお問い合わせください。

令和3年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。

在宅サービス

自宅で生活しながら利用できるサービスです

■施設に通所して利用したい

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



要介護 1～5 利用者負担のめやす

◆通常規模の事業所の場合
(7時間以上8時間未満の場合) ※送迎を含む

要介護 1～5	673円～1,173円
---------	-------------

要支援 1・2

町が実施する「介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」で「**通所型サービス**」として提供されます。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。介護予防サービスでは選択的サービスもあわせて利用できます。

要介護 1～5 利用者負担のめやす

◆通常規模の事業所の場合
(7時間以上8時間未満の場合) ※送迎を含む

要介護 1～5	782円～1,415円
---------	-------------

要支援 1・2 利用者負担のめやす

(月単位の定額)
◆共通的サービス ※送迎、入浴を含む

要支援 1・2	2,121円・4,131円
---------	---------------

◆選択的サービス

運動器機能向上	233円
栄養改善	207円
口腔機能向上	155円

■訪問を受けて利用したい

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。



要介護 1～5 利用者負担のめやす

身体介護中心 (30分以上1時間未満の場合)	413円
生活援助中心 (45分以上の場合)	235円

※早朝、夜間、深夜などは加算あり
※通院等乗降介助の利用ができます

要支援 1・2

町が実施する「介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」で「**訪問型サービス**」として提供されます。

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。

要介護 1～5 利用者負担のめやす

(1回につき)

1,313円

要支援 1・2 利用者負担のめやす

(1回につき)

888円

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。



要介護 1～5 要支援 1・2 利用者負担のめやす

(1回につき)

20分間リハビリテーションを行った場合	318円
---------------------	------

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師の指示により、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。



要介護 1～5 利用者負担のめやす

(1回につき、30分未満の場合)

訪問看護ステーションからの場合	490円
病院または診療所からの場合	415円

要支援 1・2 利用者負担のめやす

(1回につき、30分未満の場合)

訪問看護ステーションからの場合	469円
病院または診療所からの場合	397円

居宅療養管理指導



医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

要介護 1～5 要支援 1・2 利用者負担のめやす

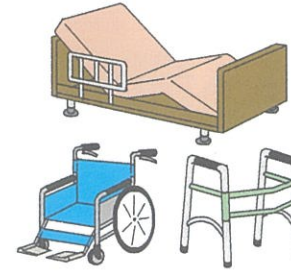
(単一建物居住者1人に対して行う場合)

医師が行う場合 (1か月に2回まで)	514円
--------------------	------

■自宅で自立した生活をしたい

福祉用具貸与

要介護 1～5 要支援 1・2



※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

- ：利用できます
- ▲：尿のみを吸引するものは利用できます
- ×：原則利用できません

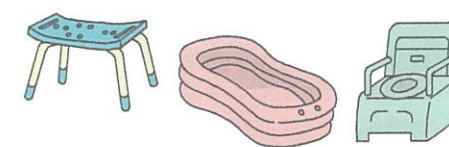
日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

	要支援 1・2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
手すり (工事をとみなさないもの)	●	●	●
スロープ (工事をとみなさないもの)	●	●	●
歩行器	●	●	●
歩行補助つえ	●	●	●
車いす (車いす付属品を含む)	×	●	●
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト (つり具の部分を除く)	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)

町へ申請が必要です

要介護 1～5 要支援 1・2



入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、申請により1年度10万円を上限 (利用者負担の割合分を含む) に費用を支給します。

- 腰掛便座 ●入浴補助用具 ●自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分

■都道府県などから指定を受けた事業者から購入した場合に、福祉用具購入費が支給されます。

住宅改修費支給

工事前に町へ申請が必要です

要介護 1～5 要支援 1・2

手すりの取り付けなどの住宅改修をした際、申請により20万円を上限 (利用者負担の割合分を含む) に費用を支給します。

■短期間施設に入所して介護保険を利用したい

短期入所生活介護 / 短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間入所している人に、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



■短期入所生活介護

要介護 1～5 利用者負担のめやす

(1日につき)

◆介護老人福祉施設 (併設型、多床室) の場合

要介護 1～5	616円～903円
---------	-----------

要支援 1・2 利用者負担のめやす

(1日につき)

◆介護老人福祉施設 (併設型、多床室) の場合

要支援 1・2	461円・574円
---------	-----------



■短期入所療養介護

要介護 1～5 利用者負担のめやす

(1日につき)

◆介護老人保健施設 (多床室) の場合

要介護 1～5	850円～1,074円
---------	-------------

要支援 1・2 利用者負担のめやす

(1日につき)

◆介護老人保健施設 (多床室) の場合

要支援 1・2	627円・789円
---------	-----------

■有料老人ホームなどで介護保険を利用したい

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。



要介護 1~5 **利用者負担のめやす**
(1日につき)

要介護 1~5 553円~829円

要支援 1・2 **利用者負担のめやす**
(1日につき)

要支援 1・2 187円・320円

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支援するサービスのため、原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

小規模多機能型居宅介護

要介護 1~5 通いを中心に、利用者の選択に応じた訪問や短期間の宿泊を組み合わせたサービスを行います。
要支援 1・2

認知症対応型通所介護

要介護 1~5 認知症の人を対象に、日常生活上の支援などを日帰りで行うほか、専門的なケアを行います。
要支援 1・2

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

要介護 1~5 認知症の人が共同生活する住宅で、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
要支援 2

夜間対応型訪問介護

要介護 1~5 夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

要介護 1~5 日中・夜間を通じて、定期的な巡回による訪問介護と、緊急時など、随時の通報による訪問看護を行います。

看護小規模多機能型 居宅介護

要介護 1~5 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを行います。

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

要介護 1~5 定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活上の支援や介護を行います。
*新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

地域密着型特定施設 入居者生活介護

要介護 1~5 定員が29人以下の介護専用型の老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を行います。

地域密着型通所介護

要介護 1~5 定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で日常生活の支援や機能訓練などを行います。

●地域密着型サービスは市区町村の実情に合わせて提供されますので、市区町村によっては行われないサービスもあります。

利用者負担が高額になったとき

■介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計)が一定額(利用者負担上限額)を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護(介護予防)サービス費」として後から支給されます。

令和3年8月から

現役並み所得者の基準が細分化されました。

申請が必要です

※町に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
課税所得690万円以上	世帯：140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	世帯：93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	世帯：44,400円
一般世帯	世帯：44,400円
住民税世帯非課税	世帯：24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	個人：15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人：15,000円 世帯：15,000円

■介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担(高額介護サービス費、高額療養費を適用後の利用者負担)を毎年8月から翌年7月未まで合算して、一定の限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。

施設サービス

介護保険施設に入所して介護や支援を受けられるサービスです

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

要介護 1~5 常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、日常生活上の支援や介護を行います。*新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

介護老人保健施設 (老人保健施設)

要介護 1~5 状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

介護療養型医療施設 (療養病床等)

要介護 1~5 長期の療養を必要とする人のための医療施設で、医療、看護、介護、リハビリテーションを行います。

介護医療院

要介護 1~5 長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

■介護保険施設を利用した場合の利用者負担

介護保険施設を利用した場合は、①サービス費用の1割、2割、または3割②居住費等・食費・日常生活費の全額が利用者負担になります。

●利用者が負担する「居住費等」「食費」の基準額(1日あたり)

居住費と食費の利用者負担は、介護保険施設と利用者の間での契約によって決められますが、下記のとおり基準となる額(基準費用額)が定められています。

居住費	・ユニット型個室 2,006円	・従来型個室 1,668円(1,171円)
	・ユニット型個室的多床室 1,668円	・多床室 377円(855円)
食費	1,445円 令和3年8月から 食費の基準費用額が変わりました。	

●「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」の滞在費と食費、「通所介護」「通所リハビリテーション」の食費も全額利用者負担です。
※()内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

●低所得の人は「居住費等」「食費」が軽減されます **申請が必要です**

低所得の人(収入等により1~3段階②の負担段階区分があります)は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費等、食費が一定の負担限度額まで軽減されます。

●次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護(予防)サービス費が受けられません。
①住民税非課税世帯だが、世帯分離している配偶者が住民税課税。
②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金等が以下の一定額を超える。

■負担限度額(1日あたり)

令和3年8月から 一部の段階や食費の負担限度額が変わりました。

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者 かつ、預貯金等の合計額が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下の人	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人 かつ、預貯金等の合計額が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 かつ、預貯金等の合計額が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人 かつ、預貯金等の合計額が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

*上記に関わらず、第2号被保険者については預貯金等の合計額が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下の人。

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした町が行う介護予防の取り組みです。介護サービス事業者のほか、民間企業、ボランティア、地域住民のみなさんなど、いろいろな人が主体となってサービスが行われ、より充実した内容の介護予防のサービスが利用できます。支援などが必要になったと感じたら、地域包括支援センターや町の窓口にご相談しましょう。

介護予防・生活支援サービス事業

- 利用できる人**
- 要支援1・2と認定された人
 - 介護予防・生活支援サービス事業対象者

「基本チェックリスト」で生活機能の低下がみられた人

名称	内容
訪問型サービス 訪問型介護相当サービス 現行相当	これまでの介護予防訪問介護と同じサービスです。既存の訪問介護事業所のヘルパーによる身体介護（食事・入浴・排せつなどの介助）や生活援助（掃除・洗濯・調理など）を行います。
訪問型サービス 訪問型サービスA 緩和した基準	現行のヘルパー及び、従事者の要件を緩和し、町の定める研修を修了した者による生活援助（掃除・洗濯・調理など）のみを行います。
通所型サービス 通所介護相当サービス 現行相当	これまでの介護予防通所介護と同じサービスです。デイサービスセンターで、専門職による日常生活上の支援や機能訓練、送迎を行います。

一般介護予防事業

- 利用できる人** ●おおむね65歳以上の人など

めざそう 健康生活！ 楽しみながら健康づくり！

教室や事業の例

健康道場

イス体操を中心に、筋力の維持向上を目指します

姿勢ストレッチ

正しい姿勢で血管・筋肉をほぐし健康意識を高めます

体幹バランスストレッチ

体幹バランス力を強化し、体幹を整えゆがみを改善します

健康フラ体操

ハワイアンのリズムに乗って楽しく筋力をつけます

おとこの健康道場

男性の方を対象に、筋力・体幹を鍛え体力アップを目指します

音楽健康教室

うたと音楽でこころとからだの機能を活発にします

など

※教室や事業には募集時期がありますので、お問い合わせください。

※その他、健康づくりのための自主グループ活動や地域での出前教室などがあります。詳しくは、お問い合わせください。

問合先 岬町役場 福祉課 高齢介護係 ☎072-492-2716 fax072-492-5814

令和3年10月1日

住民のみなさまへ

岬町長 田代 堯

令和3年度町道美化センター連絡線
道路改良工事のお知らせとお願い

平素は、町行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
この度、裏面の箇所において道路改良工事を行います。工事期間中は、片側通行となります。

住民のみなさまにはご迷惑をお掛けいたしますが、安全対策には十分配慮して工事を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

記

工 事 名 令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事

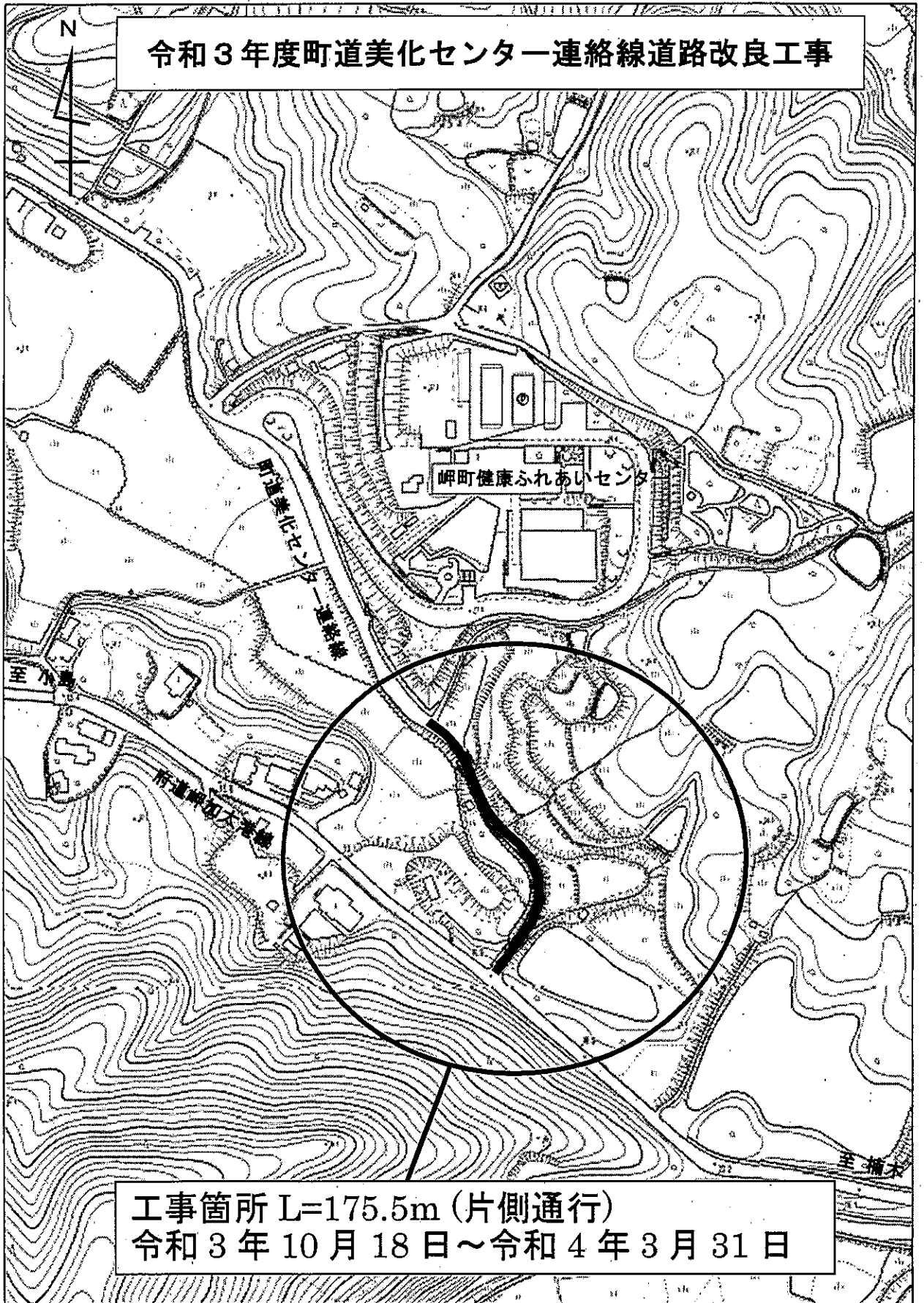
工 事 期 間 令和3年10月18日から令和4年3月31日まで
(工事着手日は天候等により遅れる場合があります)

片側通行時間 午前9:00～午後5:00

施 工 業 者 (有) 岬造園土木 TEL072-495-0680

※問合せ 都市整備部土木下水道課 TEL072-492-2744

令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事



工事箇所 L=175.5m (片側通行)
令和3年10月18日~令和4年3月31日